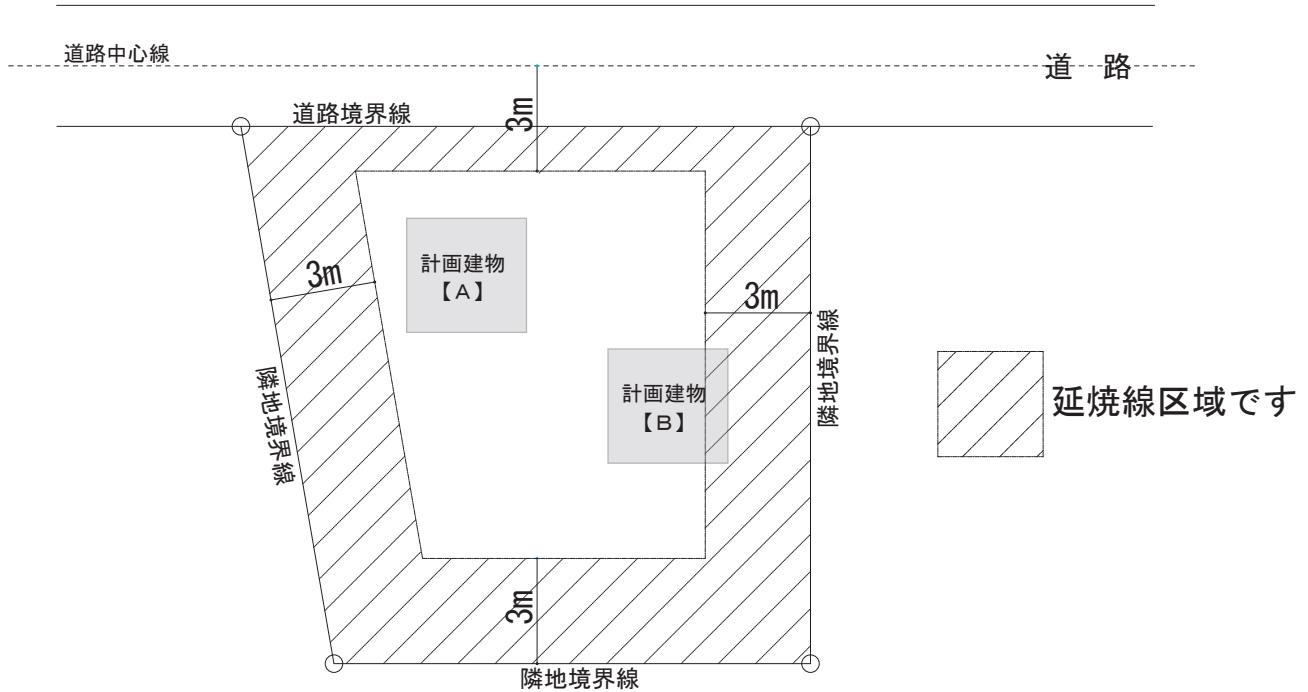


建築計画に際しての確認事項

・ 建築をご計画されている土地には「防火地域」「準防火地域」「法第22条地域」「無指定地域」といった区分けがされております。ご計画土地がどの地域に属するかをご確認の上、建築計画を立ててください。

- ※1 もしご計画の土地が「防火地域」である場合、当社製品の建築は基本的には不可能とお考え下さい。
- ※2 もしご計画の土地が「無指定地域」である場合は防火に関する制約は受ける事なく建築が可能です。

・ 下図では「準防火地域」「建築基準法第22条地域」についての制約事項を記載しております。



	建物 A (木造平屋建)	建物 B (木造平屋建)
法第22条地域	屋根不燃材：必要あり 外壁準防火構造：必要なし	屋根不燃材：必要あり 外壁準防火構造：必要あり <small>※室内側壁に準不燃材による被覆が必要</small>
準防火地域	屋根不燃材：必要あり 外壁防火構造：必要なし	屋根不燃材：必要あり 外壁防火構造：必要あり <small>※室内側壁に準不燃材による被覆が必要</small> 軒天井不燃材：必要あり ドア・窓・シャッター防火仕様品：必要あり <small>※但し、延焼線区域外の物は防火仕様の必要なし</small>

当社製品の標準仕様

屋根葺材	防火認定取得済みですので建物A、Bどちらのケースでも使用可能です
外壁仕上材	全製品耐火性能はありません。「窯業系サイディング」等の耐火性能のある外壁仕上材に変更が必要となります（別御見積致）
外部建具 (ドア・窓・シャッター)	全て防火認定品ではありません。延焼線区域内の建具に限り防火認定品への変更が必要となります（別御見積）
内装材	Bのケースでは室内側の壁に石膏ボードを張る仕様に変更が必要です（別御見積）
軒天井仕上材	ゲブルガレージ(製品名)のみ標準で不燃仕様となっております。その他の製品については不燃材(ケイカル板等)の追加が必要となります（別御見積）